

今後の行政改革の方針（抄）

〔平成16年12月24日
閣議決定〕

（2） 独立行政法人の組織・業務全般の見直し等

独立行政法人については、「中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しについて」（平成15年8月1日閣議決定）に基づき、中期目標期間の終了時において、法人組織の廃止・統合や民営化を含め、組織・業務全般について極力整理縮小する方向で見直す。また、特定独立行政法人について、その業務を国家公務員の身分を有しない者が担う場合に生ずる問題点を具体的かつ明確に説明できない場合には特定独立行政法人以外の独立行政法人への移行を進める。

特に、平成17年度末までに中期目標期間が終了する独立行政法人のうち32法人については、

- ① 独立行政法人消防研究所及び独立行政法人農業者大学校の廃止
- ② 次に掲げる各法人の統合
 - ・ 独立行政法人国立青年の家、独立行政法人国立少年自然の家及び独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター
 - ・ 独立行政法人産業安全研究所及び独立行政法人産業医学総合研究所
 - ・ 独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構、独立行政法人農業工学研究所及び独立行政法人食品総合研究所
 - ・ 独立行政法人水産総合研究センター及び独立行政法人さけ・ます資源管理センター
 - ・ 独立行政法人土木研究所及び独立行政法人北海道開発土木研究所
 - ・ 独立行政法人海技大学校及び独立行政法人海員学校
- ③ 研究開発・教育関係法人の役職員の身分の非国家公務員化をはじめとする組織・業務の見直し内容が決定されたところである。これらの法人については、決定された見直し内容に沿った措置を着実に実施するとともに、平成17年度末に中期目標期間が終了する法人のうち今後結論を得ることとなる24法人についても、本年の見直し結果を踏まえつつ、組織・業務全般の見直しについて、平成17年中に更に検討を進め、結論を得る。

なお、当該見直し後に策定される新たな中期目標については、当該見直し時における総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会の指摘に沿って、目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定める。特に、業務運営の効率化については、特殊法人等から移行して設立された独立行政法人と同程度に厳しくかつ具体的な一般管理費及び事業費の削減・効率化目標を示すとともに、業務の質の向上についても極力客観的・具体的な目標とすることにより、一層質の高い効率的な業務運営を目指す。

また、運営費交付金については、透明性を向上させ、説明責任を確保する。